

一般社団法人
長瀬町観光協会
NAGATORO TOURIST ASSOCIACION

正会員
入会のごあんない



2019年度版

1. はじめに

一般社団法人 長瀬町観光協会は、長瀬の観光の発展を願う観光事業者やその趣旨に賛同する者、ならびに関係諸団体が一堂に会し、会員相互の協力のもとに、長瀬町および近隣地域の観光事業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成21年4月、従来から組織されていた『長瀬町観光協会』を発展的に改組して設立されました。

当協会は、長瀬町および近隣地域で観光事業を営む事業者の皆さんを中心に、関係する多くの皆さんにご参加を頂いており、町や県・国及び近隣市町村などとも密接な連携を図りながら、受託事業なども含めて、多岐にわたる観光事業を展開しております。

本会の主旨をご理解いただき、本会事業がますます充実、発展しますよう、皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

2. 概要

名 称

いっばんしやだんほうじん ながとるまちかんこうきょうかい
一般社団法人 長瀬町観光協会
NAGATORO TOURIST ASSOCIATION

事務局

〒369-1305 埼玉県秩父郡長瀬町長瀬 529-1
(長瀬駅前：長瀬町観光案内所内)
T E L (0494) 66-3311 F A X (0494) 66-0308
E-mail : guide@nagatoro.gr.jp
URL : <http://www.nagatoro.gr.jp/>
事務局長 田島茂行

代表者

代表理事 村田 光正

発足年月日

平成21年4月1日
任意団体から一般社団法人に改組して新発足

3. 事業内容

- (1) 観光事業の推進
- (2) 観光客の誘致と観光情報の提供
- (3) 史跡名勝及び風致の保護、活用
- (4) 観光に関する調査、研究

- (5) 町をはじめとする行政機関の観光施策への協力
- (6) 観光資源、施設の開発、運営、管理
- (7) 各種観光関連機関との連絡、調整、協力
- (8) 観光啓もう活動の推進
- (9) 会員間の連絡、調整と協働活動
- (10) 旅行業の実施
- (11) 宝くじ等の販売
- (12) レンタカー事業
- (13) 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

4. 代表的業務（受託業務を含む）

- 長瀬町観光協会の公式ホームページを運営し、長瀬観光情報を広く発信しています。
- 長瀬町観光協会の公式 SNS 等を運営し、長瀬観光情報を広く発信しています。
- 長瀬駅前の観光案内所を運営し、訪れたお客様や、電話、FAX でのお尋ねに対して、情報提供やパンフレットの配布を行なっています。
- 船玉まつりをはじめ、春の桜のライトアップ、秋の紅葉のライトアップなどを企画、運営し、長瀬のイメージアップが図れるよう、各種イベントやキャンペーンを実施しています。
- 観光トイレの管理運営を町から受託し、地域の皆さまとも協力しながら、清潔な観光トイレの維持・管理に努めています。
- 桜や岩畳などに代表される、長瀬の観光資源を大切に保存し、より魅力的にするために、関係団体とも協力しながら清掃や管理、植栽などを続けています。
- 長瀬ロケーションサービスの運営を行い、長瀬町を中心に近隣市町村のロケーションの紹介を実施するほか、各種マスコミの取材に対し総合窓口として運営されています。

5. 会員の皆さまの特典

1. 観光客や旅行会社からのお問い合わせに対して、会員様の情報を優先的に取り扱います。
2. テレビ、新聞、雑誌などをはじめとするマスコミの取材に対して、会員様を優先的に紹介します。
3. 観光客や旅行会社に配布するために作成している長瀬の観光パンフレットに、会員情報を優先的に掲載します。
4. 会員様はパンフレットを長瀬駅前の観光案内所専用ラックに掲

- 出し、年間を通してお客さまに配布することができます。
5. たくさんの方にご覧いただいている、当協会ホームページにおいて（ページビュー 約5900件/日）、会員情報（店舗情報）を掲載し（一部有料）個々のお店のPRに努めています。
 - 全国に情報を発信でき
 - 広告に関する経費を軽減できます
 6. 会員の皆さんに有効な情報等を、会報誌を通じ情報を配信いたします。
 7. 観光協会が実施する事業（例：ライトアップ）において、無料・割引価格にてイベントホームページに店舗の紹介をいたします。
 8. 観光協会で実施する各種の事業に割引料金などで参加（利用）することができます。
 - ※コピーサービス・名刺印刷サービス・各種パンフレット制作・印刷他

6. 会費

年会費	24,000 円（年間）	年の途中入会の場合月割
入会金	12,000 円	

7. 入会基準

一緒に長瀬観光の振興を図れる事業者の方で、長瀬からおおよそ 30km 圏内に事業所がある、1次観光事業者（直接観光客と接する方）。及び、2次観光事業者（1次観光事業者と取引のある事業者）を対象としています。

8. 入会方法

別紙、入会申込書に必要事項をご記入のうえ、（一社）長瀬町観光協会事務局にお申し込みください。

（理事会での承認を経て、正式入会となります。）

送付先：

一般社団法人 長瀬町観光協会 事務局
〒369-1305 埼玉県秩父郡長瀬町長瀬 529-1
TEL 0494-66-3311 FAX 0494-66-0308